

令和元年第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月30日(月) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(11人)
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 境 良一 本田 孝徳 山本 賢一
太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 齊藤 英次
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長
議事録署名委員 太田 桂子 佐美三 守
6. 議 事
 - (1) 議案 第 31号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第 32号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第 33号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第 34号 農用地利用集積計画の同意について
 - (4) 報告 第 9号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (5) 報告 第 10号 農地の許可不要転用届の報告について

伊藤局長 まずは、先日の遊休農地調査、暑い中お世話になりました。また、遊休農地解消事業のジャガイモの植え付けも緑川地区の委員さんのご協力のもと、大変お世話になりました。

それでは、令和元年第9回の農業委員会の通常総会を開催いたします。

本日は、農業委員さんの出席者数は12名中11名ということで、過半数の出席に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告いたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは、お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。また台風が来ておりちょっと心配ですが、少しでも逸れることを願っております。それから、緑川のジャガイモの植え付け、緑川地区の委員さん大変お世話になりました。ありがとうございます。それとカントリーの荷受けが10月の9日から始まって、11月までということで、各地区で明日明後日と総会がありますので、今米だけではなく今から施設園芸も忙しいし、ミカン関係も忙しいということで、皆さん大変ですがけれども頑張っていたきたいと思います。今日の議事進行がスムーズに行きますよう協力をお願いいたしまして、簡単ですが私のあいさつとさせていただきます。

伊藤局長 それでは次に、議長選出となっておりますけれども、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代会長 それでは、令和元年第9回の農業委員会総会を開会いたします。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、太田委員さんと佐美三委員さんをお願いします。それでは、ただいまより議案審議を行います。まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。それでは、議案審議をお願いします。議案第31号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番につきまして説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積1,677㎡、耕作面積3,241㎡、申請面積は1,677㎡。貸借形

態は所有権有償です。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小。家族4名です。権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい，委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい，申請番号1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約2km，農業年数45年，農機具も所有し，主たる作物は，米・ジャガイモになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について，委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，1番については承認をいたします。申請番号2番について確認委員は本田委員さんですので説明をお願いします。

本田委員 申請番号2番についてご説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積は548㎡，耕作面積は5,052㎡，申請面積は548㎡，貸借形態は所有権（有償）。譲受理由は規模拡大，譲渡理由は経営縮小，家族1名，権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい，委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明をお願いします。

事務局 はい，申請番号2番について補足説明させていただきます。申請地までの通作距離は約1キロ，農業年数約37年，農機具を所有し，主たる作物は，米になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は山本委員さんですので説明をお願いします。
- 山本委員 3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積2筆合わせて1,058㎡、耕作面積7,428㎡、申請面積1,058㎡、貸借形態は所有権有償です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、家族2名、権利の種類は売買となっております。よろしくお願いします。
- 田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は約1キロ、農業年数は約50年、農機具を所有し、主たる作物は、米になります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので3番については承認いたします。以上で議案第31号については3件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第32号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。
申請番号1番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願いします。
- 金田委員 申請番号1番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況雑地、登記面積706㎡、転用目的は貸駐車場706㎡になります。よろしくお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明をさせていただきます。地図は5ページです。申請人は花園町に居住する個人です。申請農地周辺に新たに進出した企業の社屋ができ、この企業から申請地は社屋から歩いて数分の距離にあり、従業員用の駐車場として借り受けたいとの申し出を受け、今回の転用申請となりました。なお、申請地は以前から盛土されているため、始末書添付の案件となります。また、申請地は都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で議案第32号について1件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に議案第33号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は金田委員さんですので、説明をお願いします。

金田委員 1番につきましてご説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積は2筆合計の404㎡。権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は個人住宅116㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明させていただきます。地図は10ページです。申請人は、栄町に居住する個人です。現在借家住まいで、子の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は小学校と中学校の両方に近く、また日々の買い物も自転車で行くことのできる距離に店舗があるため、住宅地に

適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田。登記面積は2筆合計の1,257㎡。うち転用面積も2筆合計の1,257㎡です。権利の種類は所有権（有償）売買。転用目的は宅地分譲6区画です。よろしく願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番についてご説明いたします。地図は11ページです。申請人は八代市で不動産業を営む法人であり、宅地分譲する土地を探していたところ、申請地が駅や保育園・小学校に近く宅地分譲地として適していると考え、今回の転用申請となりました。なお申請地は、都市計画区域の用途地域であり第3種農地となります。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について、確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

- 金田委員 3番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況畑。登記面積59㎡。うち転用面積59㎡です。権利の種類所有権（有償）売買。転用目的は通路です。よろしく申し上げます。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。地図は12ページです。申請人は熊本市で主に不動産業を営む法人です。申請地に隣接する農地について、平成30年第8回総会において宅地分譲地へ転用する許可を得ています。地図中で大きく示している箇所がその区域になります。その際の事業計画では、宅地分譲地への進入路が複数箇所屈曲していたため、居住者の利便性と周辺地域の安全性の向上を目的として、今回の転用申請となりました。なお申請地は、都市計画区域の用途地域であり第3種農地となります。以上です。
- 田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 4番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑，現況宅地。登記面積12㎡。うち転用面積12㎡です。権利の種類は所有権（無償）贈与です。転用目的は敷地拡張です。よろしく申し上げます。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。地図は13ページです。申請人は松山町に居住する個人です。隣接農地の所有者と境界

立ち合いを行った際に、申請人が日常宅地として活用していた部分が隣接のうちの一部であることが判明し、その部分を住宅の一部とすることを目的として、今回の転用申請となりました。なお申請地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500m以内にたんぼぼ保育園及び熊本診療病院があるため、第3種農地と思われます。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 5番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑。登記面積は2筆併せまして1,400㎡です。うち転用面積1,400㎡です。権利の種類所有権（有償）売買です。転用目的は共同住宅2棟485.05㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明いたします。地図は14ページです。申請人は熊本市に居住する個人です。申請地は住宅地の中にあり、幹線道路や商業施設も近く、共同住宅用地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域であり第3種農地となります。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。
申請番号6番について、確認委員は谷山委員さんですので説明をお願いします。
- 谷山委員 6番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案
書記載のとおりです。登記田、現況畑。登記面積366㎡。うち転用
面積366㎡。権利の種類、使用貸借権設定。転用目的個人住宅97.
31㎡です。よろしくをお願いします。
- 田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら
をお願いします。
- 事務局 はい、申請番号6番について補足説明いたします。地図は15ページ
です。申請人は熊本市に居住する個人です。申請人に子は無く、父母
もすでに他界しています。将来のことを考え、親戚のそばに住宅を建
築する土地を探していたところ、申請地は親戚の住まいと同じ行政区
内にあり、周辺も宅地化が少しずつ進みつつあるため、住宅地に適し
ていると考え、今回の転用申請となりました。なお申請地は、第1種
農地、第2種農地、第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該
当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置づけられ
ると思います。以上です。
- 田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委
員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、6番については承認をいたします。
申請番号7番について、確認委員は本田委員さんですので説明をお願
いします。
- 本田委員 7番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案
書記載のとおりです。登記畑、現況畑。登記面積368㎡。うち転用
面積は368㎡です。権利の種類、使用貸借権設定。転用目的は個人
住宅107.65㎡です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明いたします。地図は16ページです。申請人は高柳町に居住する個人です。現在借家住まいで子の成長に伴い手狭となってきたため住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は保育園や幹線道路に近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが集落に接続して設置されるものという不許可の例外規定に該当し、許可することは可能です。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、7番については承認をいたします。申請番号8番について、確認委員は私ですので説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況も田。登記面積256㎡。権利の種類所有権（有償）売買。転用目的個人住宅です。よろしくお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号8番について補足説明いたします。地図は17ページです。申請人は入地町に居住する個人です。現在借家住まいで子の成長に伴い手狭となってきたため住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は小学校や幹線道路に近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と思われませんが集落に接続して設置されるものという不許可の例外規定に該当し、許可することは可能です。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号8番について、委

員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、8番については承認をいたします。
申請番号9番についても、確認委員は私ですので説明いたします。
譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、
現況も畑。登記面積378㎡。権利の種類使用貸借権設定。転用目的
個人住宅です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら
お願いします。

事務局 はい、申請番号9番について補足説明いたします。地図は18ページ
です。申請人は実際は熊本市に居住する個人です。現在借家住まいで
双子が生まれ手狭となってきたため住宅を建築する土地を探してい
たところ、申請地は申請人の父の住まいに隣接し、保育園や幹線道路
に近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。
なお、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であ
り、第1種農地と思われませんが集落に接続して設置されるものという
不許可の例外規定に該当し、許可することは可能です。以上です。

田代議長 はい、事務局の補足説明は終わりました。申請番号9番について、委
員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、8番については承認をいたします。
以上で、議案第33号については9件承認を得ましたので、許可書の
交付を行います。
次に議案第34号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題と
いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明に先立ちまして今回追加案件があります。配布しておりますA3
の資料をご確認ください。それでは1枚目をご覧ください。番号55
番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、

面積2,840㎡で、令和元年10月27日から令和11年10月26日までの10年間の賃借権の再設定となり、借賃は1筆当たり100,000円となっております。番号56番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,403㎡で、令和元年11月1日から令和11年10月31日までの10年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり10,000円となっております。次の⑧と⑨につきましては、農業公社のあっせん事業による売買となっております。番号8番、買い手、売り手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,480㎡で所有権移転となっております。番号9番、買い手、売り手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目2筆とも田、合計面積5,097㎡で所有権移転となっております。次に2枚目をお開きください。こちらが今月の利用権設定等の状況一覧表となっております。合計で10,352㎡となっております。次に3枚目をお開き下さい。左側が今月の合計です。利用権の設定が4,243㎡となっております。右側が1月から今月までの累計です。利用権の設定は155,684㎡、所有権の移転は32,957㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第34号については同意をいたします。次に報告第9号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。議案書の25ページをお開きください。番号1番、解約農地は議案書記載の通りです。地目は田と畑の2筆です。、合計面積1,463㎡で、賃貸人、賃借人は議案書記載の通りです。令和元年9月9日付け、賃貸人が自己管理することになったため、解約となっております。以上です。

田代議長 以上で、報告第9号につきましては事務局の報告を終わります。委員さんからご意見はありませんか。

全委員 意義なし。

田代議長 異議なしとのことで、次に報告第10号のうちの許可不要転用届について事務局から報告をお願いします。

事務局 議案書の27ページをお願いします。番号1番、届出農地、転用者は議案書記載の通りです。農地面積333㎡のうち44㎡を農業用倉庫に転用するものです。こちらは農地法施行規則第29条第1項第1号におきまして、自己所有地における200㎡未満の農業用施設につきましては農地法第4条・5条の許可が不要とされておりますので、ご報告いたします。以上です。

田代議長 以上で報告第10号につきましては事務局からの報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたします。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 ありません。

佐美三副会長 皆さんお疲れさまでした。これをもちまして、以上で令和元年第9回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 太田 桂子 印

議事録署名人 佐美三 守 印